

福祉教育委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和 7 年 1 2 月 1 6 日									
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室									
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 1 0 時 0 0 分				委員長	福永 桂子			
	閉 会	午後 1 1 時 3 3 分				委員長	福永 桂子			
出席並びに欠席議員 出席 6 名 欠席 0 名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名			出 欠		氏 名			出 欠	
	山口 裕教			○		福永 桂子			○	
	土屋 和幸			○		竹内 祐子			○	
	荻野 利明			○		馬場 衛			○	
説明のため出席した 者の職・氏名	こども未来部長		戸田 昌宏							
	こども未来課長		野原 千鶴							
	保育幼稚園課長		水野 友香							
	課長代理兼保育 幼稚園係長		尾崎 威志							
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	内山 浩二		書記	白井 麻貴		書記	高橋 俊貴		
会議に付した事件	令和 7 年 1 2 月定例会付託案件									
会議の経過	別 紙 の と お り									

傍聴議員：神谷・相曽・山本

福祉教育委員会会議録

令和 7 年 12 月 16 日（火）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前 9 時 59 分 開会〕

○福永委員長 本委員会に付託されました議案は、議案第92号とそして議案第93号の2件です。こちらのほうは、本議案はその実施に当たって、乳児の安全性と、それから事業運営の適正性をどのように担保するかが問われる内容となっています。ここのところは本当に子供たちが家庭内で孤立しているというふうなこともニュースでよく話題になっておりますので、大変貴重な条例だと思います。また、各委員におかれましては、ぜひ本市の実情を踏まえ、実効性のある制度となるかどうかの視点で慎重な審議をお願いいたします。

それでは、所定の定数に達しておりますので、ただいまから福祉教育委員会を開会いたします。

本日、山本晃子議員、神谷里枝議員、相曽桃子議員より傍聴の申出がありました。相曽桃子議員に関しては、遅れて来られるとのこと。本日、3名の議員が当委員会に同席されますので、報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。

なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようにお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう、静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

初めに、議案第92号、湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

議案書6ページから15ページとなります。

なお、当局から参考資料の配付を求められましたので、これを許可しております。

資料はあらかじめサイボウズに配信させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

これより、質疑を行います。

第1条から順に審議を進めていき、最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

では、第1条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第2条について、質疑のある方はございますか。

山口委員。

○山口副委員長 第2条のところなんですけれども、衛生的な環境において素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員とは具体的に何を指すのか、お伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 衛生的な環境においては、施設・設備として清掃が行き届いた保育室等の環境を指します。

素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員とは、保育に関する一定の経験の中で平素の活動の中で身につけた教養や技術を持ち、乳幼児を保育する上で必要な研修等を受講し、又は資格を有している職員を指します。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。理解できました。ありがとうございます。

○福永委員長 ほかにございますか。

土屋委員。

○土屋委員 保育の資格がなくても構わないということですか。保育士とか。今言う、そういう研修を受けておれば、それをちょっと。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 必要な研修ということで、一応まだ国のほうが指針や準備を進めているんですけども、そういう研修を受講し、資格を得た者であれば職員として該当されます。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員、よろしいですか。

○土屋委員 ありがとうございます。はい。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 今の御答弁で、まだ必要な研修のプログラムというか、そういうものはまだ決まってないということですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 今暫定的な措置として、子育て支援員の研修を当てるということを国のほうが想定して、まだそちらのほうで代わりにそちらの受講をされた方ということで対応ができるということで計画にはなっております。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 それは、まだ国がこれからまたはっきりと示してくるということで、この4月スタートからは間に合うようになるんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 一応その資格を有していない職員ということでは、研修を受けることには間に合っておりませんので、今のところは保育士の資格のある者ということで該当します。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうなりますと、当面は保育士の資格を持った方がおやりになられて、研修の制度が始まったら、そういう方たちも乳幼児の保育ができるというふうになるわけですね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 委員おっしゃるとおりです。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 それで、そういう人材みたいなものはある程度目途があるんですか、現在。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 各事業所が保育士等の確保をするということになりますので、そちらのほうで動いていただくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 保育士の中で、例えば過去に問題を起こした保育士、そういったのが全国でもあるみたいですが、そういった保育士を完全に排除できる保障というのはあるんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 具体的に法律が今すぐ出てこないんですけども、そういったところで採用の際には確認するシステムのほうがありますので、必ず事業者は確認して採用ということになります。法律のところが今すぐに出てこずに申し訳ありません。

以上でございます。

○福永委員長 ほかに御質問ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第3条のほうに移ります。

馬場委員。

○馬場委員 最低基準の向上という中で、その他児童福祉に係る当事者の意見を聞きということで、どのような場面の誰が聞き取るのか、その点について伺いいたします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 湖西市子ども・子育て会議を想定しております。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 子育て会議の中で聞くということ。会議自体が聞くわけ。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 会議自体で委員の中から聞くということです。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 どういう想定の場合か、想像つかないんですけど。もうちょっと具体的に分かれれば。

○福永委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○福永委員長 それでは、会議を再開いたします。

保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 子ども・子育て会議の中で委員に意見を投げかけて、それで意見をいただくという形で想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 理解しました。

○福永委員長 ほか第3条について、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第4条に入ります。第4条で御質問ございませんでしょうか。

馬場委員。

○馬場委員 第4条第2項に最低基準を上回っていれば運営が低下してもいいというふうな文言になってるように思

うんですが、この辺についてはどういう理解でいいのかなと。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 条文にありますように、最低基準を理由として運営を低下させてはいけませんということで書かれておりますので、低下は該当しないということです。

以上です。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 同じ第4条で、最低基準を上回ってるかどうかというのは常に把握できるものなんですか、市のほうで。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 一応確認は毎月ではないんですけども、監査で確認のほうで行いまして、あと保育士の配置状況などは、その実績報告などでいただくことを想定しております。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 はい。分かりました。

○福永委員長 第4条、まだほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第5条に入ります。

竹内委員。

○竹内委員 第5条第2項のところの説明するように努めなければならないとありますけれども、回数の基準や規定はありますか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 努力義務でありまして、回数の基準や規定は今のところありません。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 努力義務と言われたので、これは別に説明もしなくてもいいというふうに取っていいんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 説明のほうは、やはりお子さんの様子がとか、使い方などを保護者に対して説明はしていくということで、必ずやっただくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 説明を求めるって、保護者が求めることもできるんですか、これは。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保護者の求めがあれば、答えるのは事業所としてはやるべきことだとは思いますが。

以上でございます。

○福永委員長 ほかに第5条でございますか。

山口委員。

○山口副委員長 第5条第6項のところなんですけれども、現在の施設で基準を満たすことはできるのか。また、改

修が必要な箇所はあるのか、お伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長

現在、保育所やこども園、幼稚園、子育て支援センター等として基準を満たしている施設であれば改修は不要となります。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 よろしいですか。

○山口副委員長 はい。

○福永委員長 ほかに第5条でございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第6条に入りたいと思いますけれども、よろしいですか。

馬場議員。

○馬場委員 避難訓練の実施状況はどのように把握されるのか、その点だけお伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 市町が年1回以上行う指導監査にて確認をいたします。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 直接市のほうから来て、そこで訓練の状況を把握すると、確認するという取り方でよろしいですかね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 避難訓練だけではないんですけれども、ほかの確認事項や監査もありますので、そのときに同じように確認いたしまして、記録等を基に確認をいたします。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 訓練の実施の記録をいただいて、その成果なりを報告か何か文書で上げるようなイメージでよろしいですかね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 おっしゃるとおりです。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 理解しました。

○福永委員長 それでは、ほかに。

土屋委員。

○土屋委員 非常用物資の内容はこれで十分というふうにお考えですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 非常用物資につきましては、施設の規模や受入れ児童数、職員数によっても必要な設備は異なりますので、乳児等通園支援事業の最低基準として、国以上の基準を求めることはございません。しかし、園で実施する場合ですけれども、備蓄品は保育施設としてはありますので、万が一のときは同じように活用をするということで想定はできます。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 はい、ありがとうございます。

○福永委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第7条に入りたいと思います。

竹内委員。

○竹内委員 乳児等通園支援事業に特化した安全計画の内容はありますか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 乳児等通園支援事業に特化した安全計画は、まだ国からは示されていません。保育所認定こども園、幼稚園等の安全計画に準じたものを想定しております。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 まだ国から来てないということは、要は、それぞれの園の安全基準に沿えばいいという取り方でいいということですよ。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 はい、おっしゃるとおりです。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○福永委員長 ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第8条に入りたいと思います。

荻野委員。

○荻野委員 第8条第1項、事業所以外での活動とは、どのような活動を想定しているのか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 交流や体験のために事業所外の施設に訪問することなどが想定されます。公園への散歩などが該当となります。

以上でございます。

○福永委員長 よろしいですか。

○荻野委員 はい。

○福永委員長 ほかに質疑はございませんか。

山口委員。

○山口副委員長 関連してなんですけれども、保護者以外の送迎も予定しているのか。また、園児などの通園バスでの送迎も可能なのでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 第8条は、事業者が自動車を運行する場合の条文であり、送迎を行う場合の規定であります。今のところは保護者が園に送っていくというところで、集団でバスを運行してということは今のところは湖西市では想定のない形ではあります。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 今の送迎の話ですけど、これは湖西市としては許可をしないという、そういうことですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 申請があれば、許可することはできます。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 そうしますと、今のところ申請ないかもしれないけど、許可を受けた事業所と受けてない事業所ではいろんな意味で差がつかますよね。お迎えに来てくれるところと、自分が送っていきなさいいけないところと。そういうことも含めて、申請があればまた考えるし許可もするという考え方でよろしいですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 おっしゃるとおりです。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 保育所は、基本は親が送迎するんですよね。まず、そこを教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保育園は保護者の送迎ということで、やはり年齢が幼いものですから、チャイルドシートとかをつけるということでもあります。しらゆりこども園さんは幼稚園部ということになっていますので、一応湖西市の中で保育所で送迎をしている園はございません。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 だから、湖西市では、基本は親の送迎ですよね。この条文は何のためにつくったんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 国の基準としては一応認めているということで載っていますので、入れさせていただいております。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 国は認める可能性を含めてあるんだけど、湖西市は認めないという、そういうふうに捉えればよろしいですか。国とはちょっと違うルールでいきたいという。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 ルールとしては認められるということでもあります。事業者がそこを実施するかというところで、申出があればという形にはなります。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 確認ですけど、要は国は認める方向であるので、だけど湖西市は基本は保育園でも、保育園だって子供の小さい子も来るし、幼稚園の子らも、あの子らも送迎をやりたいって言えば、保育園も認めていくという、そういうことでしょ。その辺がちょっと分かりにくいんだけど。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 国としては認めていますので、そういった流れになることも想定はされます。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の送迎ができるできないに関連してくるんですけど、保護者以外の送迎も予定しているが、園児等の通園バスで送迎もあるということです。今、山口委員が言われたんですけど。それと、運転手以外の人員の確保は規定していないわけだね、条文の中でも。国は許しているんだけど。それと、あと安全確認の担保、これはいろいろ事故があったところなんだけど、その担保については、湖西市は今のところ想定してないような話なんだけど、やはり、これをつくる以上だとね、そこら辺のところも。一応申請があれば許可したいというふうな思いがあれば、その辺のところも少し確認を取りたいと思うんですけど、いかがですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 この条文では、運転手に限定して所在確認について規定したものではございません。事業者が組織として、確実に利用乳幼児の所在を把握しなければならないことを規定されている条文であります。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 事業者が全て確認するという判断でよろしいですかね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 はい、そのとおりでございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。

○福永委員長 この件に関して、ほかに質疑ございますか。

土屋委員。

○土屋委員 おっしゃりたいことは分かるんだけど、これは国がやはり決めてるので、国のになるけど。これは国がまだつくってないから、講習のプログラムでも、これは国は認めるけど市は認めないという、そういう議論だと思うんだけど、それについて何かあったときのための備えはしておいていただかないと、何であいつらはなんだか、それじゃあいいじゃん国がやってるんだからって。じゃあ、私がこちらの方の子供を送迎するのもオーケーだよって、そういうことですよね。この人の子供を自分の子供と一緒に送ってくるのもオーケーですよとか、そういうのもあったりするんで、送迎については事故がつきものだもんだから、いわゆる市とか事業所を守るために、いろんな便利なものは使いたいし、そうじゃないことは避けたいとかあるので、そこらのほうで聞かれても困らないようにしといていただきたいと思います。お願いします。

○福永委員長 回答はよろしいですか。

○土屋委員 はい。

○福永委員長 この件につきまして、よろしいでしょうか。他に質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、ほかに他の質疑等はございますでしょうか、第8条につきまして。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第9条に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

竹内委員。

○竹内委員 これは資格がなくてもいいのかということで、保育所で勤めた経験のある人は訓練を受ける必要はないのか。本当に資格がない人でもやれるのかどうかを伺いたいと思います。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 第9条は一般的条件の規定でありまして、資格等の条件は一般型乳児等通園支援事業については本条例第22条第1項及び第2項で、余裕活用型乳児等通園支援事業については第26条で規定されております。ど

ちらも同じでございます。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 この訓練を受けた者でなければならないで、この訓練の内容とかそういうものは、やはり、どこかで示されてくるわけですか。訓練時間とか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 再開

○福永委員長 それでは、会議を再開いたします。

保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 先ほどの訓練や時間などなんですけれども、一応保育士資格を取得する上では、そちらの保育士等の育成機関において実習等を受けていてということで、資格のある者にはそちらの訓練を受けているということとで該当されます。それ以外の先ほどの研修を受けた職員などについては、また国からの研修時間とかが定められますので、それに該当するということでお答えいたします。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解です。

○福永委員長 この件につきまして、ほかに何か質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第9条、まだ質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第10条、質疑のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第11条、質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 よろしいですか。では、第12条、質疑のある方ございますか。

荻野委員。

○荻野委員 日本語を話せない、理解できない、そうした親子への対応というのはどうするのか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 翻訳ツール等を使用して対応をします。保育園などでは、やはり、やさしい日本語を使ったりとか、身ぶりとか手ぶりとか、そういったところでも対応していますということです。

以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 翻訳ツールというのは、どこの園でも持ってるわけですね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 各事業所で用意されているものは異なると思いますけれども、一応今スマートフォンなどのアプリを活用されている事業所もあるかと思われます。

以上でございます。

○福永委員長 この件に関しまして、ほかに質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第13条に入りたいと思います。

山口委員。

○山口副委員長 虐待などを防止するための、監視カメラなどは設置しないのでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 国の基準に基づきまして、監視カメラの設置を義務づけることはいたしません。各事業所で御判断いただいて、設置をされることを止めることではありません。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 この件につきましてはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第14条に入りたいと思います。

馬場委員。

○馬場委員 第14条第2項で食中毒とか感染症の関係があるわけですけど、定期的に訓練とかいうふうな文言が載ってるわけですけど、具体的にはどの程度を想定されるのか。お願いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保育所や認定こども園などに順次、年1回以上行うことを想定しております。年度初めなど、職員が代わったときなどに行う形になります。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 今度の誰でも通園支援制度を利用する子供さんというのは、結構月10時間でしたかね、そのような中でいくと、なかなか年1回のところでタイミングよくできるのかなという。要は、園自体は定期的にはそういう検査ができるんだけど、そういった周知するのに、年1回の中で。それに取り方がちょっと僕の取り方は違うかも分かんだけど。

ちょっと確認が取れればと思うんですけど。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 この条例としては、感染症予防のための職員が例えば消毒とか、そういったところの訓練ということになります。また、感染症が施設内ではやっている場合などは、お便りや掲示板等でこういう風邪に御注意くださいとか、そういったものの通知は行われるということで想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 取り方が僕の勘違いのところがあったんですが、園側のほうで実施するという意味で。対象者にもどうなのかなというちょっと心配したところがあったものですから聞きました。理解しました。ありがとうございました。

○福永委員長 よろしいですか。ほかに何か質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第15条に入りたいと思います。質疑のある方。

土屋委員。

○土屋委員 調理器具を有する設備とは具体的にはどのようなものを指してるか、教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 給食設備に関わるものを想定しておりますが、こんろ、炊飯器、オーブンなど、温めや調理ができるものということであります。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 温めとかそういったものができる軽いものだというふうに理解すればよろしいですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 定員や預かる人数規模に合わせたものということで想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 ありがとうございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 この保存等の調理機能を有するってなってるから、何かそういうものも保存しとく設備も欲しいですね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保存とありますので、冷蔵庫的な保存温度管理のできるものということで、それが必要でございます。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 これは調理室に置くものではなくて、どこか違う別部屋というか、そういうもののところにこのようなものを設置するのか。どういうふうになっていますか。子供がいる部屋にこれを置いとくわけはないと思うんですけど、どういうふうにされるんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 調理スペース的には衛生管理等も必要ですので、やっぱり不特定多数が出入りするところということではなく、園児とのスペースとは分けて設置ということで想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○福永委員長 この件について、ほかに質問ございますか。

土屋委員。

○土屋委員 そんなに大勢の子供さんを預かるわけじゃないですよ、基本的に。ということは、保育園を営業しておるところと共有するということも可能なんですか。例えば、さっき竹内委員が言ったみたいに、冷蔵庫なんかは保存しなきゃいけないのが例えば10個ぐらいだったら、そこのほうで管理というかね、預かることもできるかなと思ったけど、これは全く別のものをつくらなきゃいけないのか、その辺を教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保育所の併設の場合は共有ができますので、同じメニューのものを食べていたりということでもあります。

以上でございます。

○福永委員長 それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 大丈夫ですね。

それでは、第16条に入りたいと思います。質疑のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第17条に入ります。質疑のある方ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第18条に入りたいと思います。質疑のある方ございますでしょうか。

竹内委員。

○竹内委員 ここは秘密保持のことなんですけれども、第2項のところにいろいろな情報を漏らしちゃいけないよと
いって、必要な措置を講じなければならないというふうになってるんですけど、これはどのような措置なのか伺いた
いと思います。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 誓約書などの書面でいただいて、約束いただくということです。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 意外とふだんの会話の中でいろんなことがポロっと出されることがあるんですね。一々そんなことを私
たちも通報したりとか、聞きにいったりとかしませんけど、やはり、一応そういうルールは守ってもらうというふう
になっているという理解でいいですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 ルールですので、守っていただくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 そのようなことはね、定期的に何かやっぱり、園なり市のほうで言っていただきたいなと私は感じてい
ます。

以上です。

○福永委員長 よろしいですか。

○福永委員長 それでは、第19条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第20条に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第21条、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第22条、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第23条、質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 すみません、私はこれがよく分かんなくて、なぜ特例保育が必要なのかと。結局、特例保育の私の理解
しているところと今回の条例で特例保育が必要なのというのを入れた、特例保育を行う事業者というふうに入れたのが
気になったものですから聞きたいんですけども、湖西市で該当するようなところもあるのでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 現在該当はありませんが、災害時など基準が満たせない場合にお子さんを預かるときなどのことを想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。緊急事態のときですね。はい、それを想定してということで理解いたしました。

○福永委員長 それでは、第24条に入ります。

荻野委員。

○荻野委員 乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳児・乳幼児及びその保護者の心身の状況に応じて提供されなければならない。こうなっているんですが、どのような方法で行うのか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 内閣総理大臣が定める指針、保育所保育指針の内容に準じて行われます。保育所保育指針では、保育の内容や健康及び安全、子育て支援、職員の資質向上などが示されております。その中の子育て支援というところで、保護者の状況に配慮した支援を進めていくということで示されております。

以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 いいです。

○福永委員長 この件につきまして、何かほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第25条に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では第26条、質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 次、第27条、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第28条、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 これで一応第28条までいきましたので、他になければ先に進めたいと思いますけれども、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第92号、湖西市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○福永委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開は11時にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○福永委員長 それでは、休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、議案第93号、湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを議題といたします。

議案書16ページから27ページとなります。

これより質疑を行います。

第1条から順に審議を進めていき、最後に全体を通しての質疑を行うという方法で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、そのように進めたいと思います。

では、第1条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第2条について、質疑のある方はございませんか。

山口委員。

○山口副委員長 第2条4項のところなんですけれども、この責任者には誰になるのでしょうか、お伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 特定乳児等通園支援事業者が選定します。保育園で言うと、園長や施設長などが該当になります。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第3条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では次、第4条、質疑のある方ございませんでしょうか。

馬場委員。

○馬場委員 第4条ですが、保護者との面談ということなんですけど、何名の職員が対応されるか。その辺のところを確認したいんですが。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 特定乳児等通園支援事業者により様々であります。保育園の場合、お子さんの様子を聞き取ったりするもの、食事の提供がある場合などは栄養士など複数名で交代しながら対応となります。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 保護者の対象によって、それぞれの面談の方法も変わってくるということですね。はい。了解しました。

○福永委員長 ほかに質疑のある方ございますか。

土屋委員。

○土屋委員 支払いを受ける費用に関する事項、その他提供するところの、重要事項を記載した文書とは具体

的にはどのようなものか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第16条に規定する、事業所内部の規程（運営規程）を指します。内容としては、目的や運営の方針、提供するサービスの内容や行う日、利用に当たっての持ち物などの留意事項などを指しています。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 はい、ありがとうございます。

○福永委員長 それでは、第5条に入りたいと思います。質疑のある方ございませんか。

竹内委員。

○竹内委員 正当な理由とはどのようなことを指しますか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 定員を超過する、利用する児童が発熱しているなど、受入れできない状況になる理由でございます。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○福永委員長 それでは、第6条に入りたいと思います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第7条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第8条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第9条について、質疑のある方はございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 保護者の心身の状況はどのように確認するのか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 面談をはじめ、利用時のコミュニケーションの中で確認をします。保護者の孤立感や不安感、子育てに対する不安などもその中で確認をしていくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 いいです。

○福永委員長 この件につきまして何か御質問ございますか、ほかに。

竹内委員。

○竹内委員 この面談するって、どんな内容でどういうふうにしてやっていくか、保護者の心身の状況まで把握できるのかなって私は思うんですけど。どういうふうにするんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 本当に聞き取りということで、お子さんの育児に対して悩みはありませんかということで聞きながらとか、あとは、この利用に当たってどういうふうにご利用したいですかとか、そういったところの聞き取りをしていくという形になります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうなりますと、やはり聞き取りのマニュアルみたいなものをちゃんとつくってチェックしていかないと、見落とししちゃうような気はするんですけど、そのところはどうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 国からの指針など動向を見ながら、市としても整理をしていきたいと考えています。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 国もいいんですけど、やはり、市独自でしっかりとしたそういうマニュアルづくりはしたほうが、私は、この制度を生かすためにはいいのかなと思いますので、ぜひ今から検討してってください。終わります。

○福永委員長 それでは、第10条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第11条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第12条に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

山口委員。

○山口副委員長 法定代理とは何か、お伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 事前に配付されている参考1、乳児等通園支援事業法令ポンチ絵を御覧いただいてよろしいでしょうか。

こちらのほうに利用の流れ等がありますけれども、一番右端のところに法定代理受領とあります。右端の下のところにございます。特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部は、本来市が乳児等支援給付認定保護者に支払いますが、保護者の代わりに特定乳児等通園事業者が受領することとなります。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 ちょっとわからなかった。もう一回お願いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 それでは、もう一度お答えさせていただきます。

特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部は、本来、市が乳児等支援給付認定保護者に支払いますが、保護者の代わりに特定乳児等通園事業者が市から受領するということになります。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 ごめん、その最後のところがちょっと分かりにくい。最後のところだけ。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保護者の代わりに事業者が受領する。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 保護者の代わりに事業者が受領する。そういうことね。はい、分かりました。

○福永委員長 この件につきまして、ほかに。

竹内委員。

○**竹内委員** 今の話だと、結局、利用した人が本来だったら園に全部払わなきゃいかんわけじゃんね。だけど、それを保護者が払うのではなくて、事業者さんのところにいくという理解でいいの。だから、保護者が支払う1時間あたりの利用料よりも、本当はもっとお金がかかるわけじゃないですか。だけど、それはこの法定代理受領といって、その事業者が受け取るという、その理解でいいの。

○**福永委員長** 課長代理兼保育幼稚園係長。

○**尾崎課長代理兼保育幼稚園係長** すみません、お答えします。

保護者が事業者には必ず支払わなければいけないものでありますけれども、それと別に今これは乳児等支援給付認定保護者という言い方をしましたけれども、国からのその給付金は保護者がその認定を受けてもらえる形になってますので、本来は保護者に1回支払って、それを保護者が事業者に払うというのが通常の流れではあるんですけども、それだと手間がかかってしまうので、国の基準で、もう直接市が事業者には、保護者をショートカットして払ってもいいよというルールになります。

以上です。

○**福永委員長** 竹内委員。

○**竹内委員** はい、了解いたしました。

○**福永委員長** 土屋委員。

○**土屋委員** 今、質問のあった法定代理人って、それはもう法定代理人は誰が認めるんですか。

○**福永委員長** 保育幼稚園課長。

○**水野保育幼稚園課長** 法定代理人ではなくて、法定代理事業者になります。

○**福永委員長** 土屋委員。

○**土屋委員** はい、了解です。

○**福永委員長** この件につきまして、ほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福永委員長** よろしいですか。それでは、第13条に入りたいと思います。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**福永委員長** では、第14条について、質疑のある方はございませんか。

竹内委員。

○**竹内委員** この利用者の受付方法についてですけども、独り親家庭など配慮が必要な家庭の子供の受入れを先に優先的にしてもらって、残った利用枠をそうでない方のほうに埋めていくというような湖西市独自の手法を考えているかいなかを伺いたいと思います。

○**福永委員長** 保育幼稚園課長。

○**水野保育幼稚園課長** 今現在は想定はしておりません。

以上でございます。

○**福永委員長** 竹内委員。

○**竹内委員** 前の議案第92号に戻ってしまうんだけど、特例保育という、さっき私が聞いたじゃないですか。災害時のときはそういう配慮をするよっておっしゃったんだけど、やはり、ここの部分でも配慮の必要な親御さんを優先的に見ていくというのが、私はこの事業をやっていくことの目的のような気がするんですけど、そこのところは検討されたのか伺います。

○**福永委員長** 課長代理兼保育幼稚園係長。

○**尾崎課長代理兼保育幼稚園係長** お答えいたします。

詳細について、ここまででまだ実際の検討とか、事業者さんとの調整まではしてないんですけども、国のほうでルール化までは求められておりませんが、市としてお願いベースになるかもしれませんが、そのような形で配慮をということで事業者をお願いしていくことはできますので、それは準備したいと思います。

以上です。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 それでは、そのようにお願いいたします。終わります。

○福永委員長 第15条について、質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第16条に入ります。

馬場委員。

○馬場委員 第16条、相談及び援助のところなんですけど、必要な助言、その他の援助を行わなければならないとありますけど、その他の援助というのは具体的にどういうことを示すのか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 相談内容に応じた市の関連機関やその他関係機関につなぐことなどを想定しています。湖西市で言うと育児相談や子ども家庭センターへの相談につなげることを想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 その点の連携はできているという判断でよろしいですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 はい、おっしゃるとおりです。

以上でございます。

○福永委員長 馬場委員。

○馬場委員 ありがとうございます。分かりました。

○福永委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第17条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第18条に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第19条について、質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第20条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第21条について、質疑のある方はございませんか。

竹内議員。

○竹内委員 利用定員の遵守ということなんですけれども、これを守らないと何か罰則というのはあるんでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 罰則はありませんが、一応行ってはならないということなので、やらないことということになります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 やってしまってもお金は入ってこないという理解でいいのかな。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 おっしゃるとおりです。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○福永委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第22条について、質疑のある方はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第23条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第24条に入ります。質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第25条に入ります。質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第26条について、質疑のある方はございませんか。

土屋委員。

○土屋委員 特定乳児通園事業者を選択することができるというふうになっておりますが、いわゆる事業所で何をやるか、支援の内容に関するそういった情報の提供をどのようにPRしてるか、教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 各施設のウェブサイトやSNS等で支援内容を発信したりすることを想定しています。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 そうのことだと思うんですけども、各事業所で大分違うもんなんですか、これ。中身というか、やろうとしてることとか、給食とか、そういったことで。これは大体似たようなことをやられると思うんだけど、いわゆる近いところに入れようとするのも、大体は自宅と近いところが誰でも優先したいと思うんだけど、そういった選択肢みたいなのも保護者が使うというか、利用することは可能ですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 保護者自身が施設を選んでいただくことができますので、こういった情報を広く伝えて選んでいただくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 土屋委員。

○土屋委員 はい、ありがとうございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 具体的にね、市のほうだっってこういうことをやってくださいよってお願いすると思うんですよね。だから、それこそ最低基準でどんなような支援の内容があるのか教えてください。だから、情報提供するときに保護者が分かるようにするね、支援の内容をね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 一応支援内容としては、先程言ったように利用の日とか、サービスとか、時間とかそういったものや、あとは提供できる保育の計画などのことについて発信をしていくということになります。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 それは、それぞれの園が公表していくもんだから、その中で利用者さんが調べて、それを探していくということでもいいんでしょうかね。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 基本的には事業者が作成ということなんですけれども、市のウェブサイトでもやっていますということで外部リンクみたいな形で案内をしていく想定にしています。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 はい、了解いたしました。

○福永委員長 この件について、何かほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第27条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第28条に入ります。質疑のある方はございませんでしょうか。

竹内委員。

○竹内委員 第28条、苦情解決のところで、苦情を受け付けるための窓口を設置し、その他の必要な措置を講じなければならないとありますけれども、その他の必要な措置とは何でしょうか。どのようなものでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 窓口の設置や、また苦情を伝えやすくなるような雰囲気づくりなどであります。また、次にありますように内容の記録を取ったり、事業内容への協力、また苦情に関して市が実施する事業に協力、また、あと市からの指導や助言を受けた場合には、その助言に従って必要な改善を行わなければならないとありますので、このように行っていくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 それぞれのところで苦情を受けたときは、解決したでもいいんですけど、市は全部それを把握することになっているんですか。それとも、それぞれの事業所で解決すれば終わりなんでしょうか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 第2号で記録をしなければならないとありまして、また各施設で保育園等では一応苦情の公表もウェブサイトなどでされております。また、次の5号で市からの求めがあった場合には前項の改善の内容を市に報告しなければならないとありますので、市から求めることもできます。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 了解いたしました。

○水野保育幼稚園課長 ほかにこの件につきまして、御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○水野保育幼稚園課長 では、第29条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第30条について、質疑のある方はございませんか。

荻野委員。

○荻野委員 30条の（3）の4番ということで、この中で損害賠償を速やかに行わなければならないとありますが、これは園が対応するのか、市はどんな関わりを持つのか教えてください。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 対応は園（事業者）が行います。市へは報告を求め、経過を観察する流れです。
以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 事業者はともかく、市のほうの関わりというのはそれだけなんですか。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 対応に問題があれば市も対応していくことになりますけれども、速やかに損害賠償が行われるように、既存の契約している補償、損害保険などを事業者がそちらで対応されるようにということで準備を進めていただくことになります。

以上でございます。

○福永委員長 荻野委員。

○荻野委員 はい、分かりました。

○福永委員長 この件につきまして、ほかに御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、第31条について、質疑のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 第32条について、質疑のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第33条について、質疑のある方はございませんか。

山口委員。

○山口副委員長 電磁的記録というのは具体的にどのような情報を確認できるのでしょうか、お伺いします。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 国が提供することも誰でも通園制度総合支援システムに載せる情報などがあります。利用児童や保護者の基本情報、利用の記録、指導計画等を実施する事業者が確認できるという形です。

以上でございます。

○福永委員長 山口委員。

○山口副委員長 はい、分かりました。ありがとうございます。

○福永委員長 この件につきまして、何かほかに質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 では、第33条を終わります。

最後に全体を通じて、何かございますか。

竹内委員。

○竹内委員 先ほど第14条でも伺って、もう一つ気になって聞きたいなと思ったのが、障害児の子供さんでもう通所の給付施設に行ってる子もいるんですよね。その子たちが毎日行ってる、利用してる子供さんばかりじゃなくて、そういう児童さんもこの事業の利用はできるのかどうか。やっぱり、利用させてもらいたいなと私は思っているんだけど、市はどうでしょうかね。市の考えを伺いたいなと思ってるんですけど。

○福永委員長 保育幼稚園課長。

○水野保育幼稚園課長 障害のあるお子さんについても国としては受け入れていくように進めるということですが、やはり、お子さんそれぞれの状況や施設の状況もありますので、そこは調整しながらということになります。

以上でございます。

○福永委員長 竹内委員。

○竹内委員 ぜひね、こういう子供さんの受入れもしていただいて、親御さんのいろんな悩みの相談なんかも聞いていただけるとありがたいなと思っておりますので、この間、私も新所子育て支援センターのほうでそういうのを率先してやってもらったらどうかというのを提案しましたんでね、ぜひともよろしく願いたいと思います。終わります。

○福永委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○福永委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第93号、湖西市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○福永委員長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長で作成させていただきます。

以上で、福祉教育委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

〔午前11時33分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長

福永桂子